

一般競争入札公告事後審査方式共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 登米市から指名停止又は指名留保を受けている期間中でないこと。
- (3) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年登米市告示第 227 号）第 3 条に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - イ 入札に参加する者又は入札に参加する者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札に参加する者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ロ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ハ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。
 - ホ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。
 - チ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。

- (4) 登米市発注工事における電子入札実施要領第4条第1項に規定する利用者登録を行った者であること。

2 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

(2) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）及び登米市建設工事競争入札参加心得を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書様式に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に提出するものとする。

ただし、電子入札にあっては、電子入札システムにより所定の質問書に入力の上、提出するものとする。

ハ 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。また、電子入札にあっては、電子入札システムにおいても閲覧に供する。

ニ 設計図書等の複写については、閲覧期間中、入札公告に示す場所において、設計図書等を有料で複写することができる。

(3) 電子入札において、次のいずれかに該当する場合に限り、紙による入札参加を認めることがある。

イ 電子計算機の障害等により、入札期間の末日までに電子入札を使用した手続を行うことが困難である場合

ロ ICカードが失効、破損等により使用できなくなった場合

ハ ICカードに係る変更手続により、入札期間の末日までに電子入札を使用した手続を行うことが困難である場合

ニ その他、特に必要と認められる場合

(4) (3)による参加を希望する者は、公告日から入札締切日時までの間に、電子入札システムから「紙入札参加承諾願」を取得し提出しなければならない。

(5) (4)の承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り紙入札による参加を認め、その旨を通知するものとし、紙入札による参加を認めない場合にあっては、理由を付してその旨を通知するものとする。

(6) (5)により紙入札による参加を認められた者の電子入札システムの使用は認めないものとする。この場合において、既に電子入札システムに記録された情報があるときは、これを無効なものとして取扱うものとする。

(7) (5)により紙入札による参加を認められない者は、入札に参加することができない。

(8) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

入札書は、郵便入札又は電子入札のいずれか指定された方式により提出するものとし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(9) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3 入札方法等

(1) 入札書の提出

- イ 入札書の提出期間及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。
 - ロ 入札書は、郵便入札にあつては配達証明付郵便により入札公告に示す入札書郵送先に、電子入札にあつては電子入札システムにより提出期限までに到達しなければならない。
 - ハ 郵便入札における入札書の郵送は、中封筒及び中封筒を同封した外封筒の二重封筒により行うものとする。
 - ニ 中封筒には、入札書及び工事費内訳書を入れ封かんし、次の事項を表記するものとする。
 - (1) 宛名
 - (2) 工事番号
 - (3) 工事名
 - (4) 工事場所
 - (5) 称号又は名称
 - (6) 差出人住所
 - ホ 外封筒には、入札書及び工事費内訳書を同封した中封筒と連絡担当者の名刺1枚を入れ、次の事項を表記するものとする。
 - (1) 表面
 - ① 宛先（佐沼郵便局留、登米市総務部総務課契約係と表記すること。）
 - ② 開札日及び入札書在中の旨（朱書）
 - (2) 裏面
 - ① 工事番号
 - ② 工事名
 - ③ 工事場所
 - ④ 業者番号
 - ⑤ 称号又は名称
 - ⑥ 差出人住所
 - ヘ 工事費内訳書及び登米市建設工事総合評価一般競争入札（簡易型及び特別簡易型）試行実施要領（平成20年登米市告示第120号。）第8条第2項で規定する総合評価技術資料を入札書と併せて提出することを求められた場合は、当該工事費内訳書及び総合評価技術資料は、入札書を入れる中封筒に同封すること。
 - ト 1つの外封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。
 - チ 電子入札において工事費内訳書及び総合評価技術資料を入札書と併せて提出することを求められた場合は、初度の入札に際し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付し、提出すること。
 - リ 持参、電報、ファクシミリによる入札書の提出は認めない。
 - ヌ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
 - ル 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人（委任状を提出した者）は、開札に立ち会うことができる。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に係りのない職員を立ち会わせて開札を行う。

- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 1回目の入札において、予定価格に達しないときは、2回に限り再度の入札を行う。

4 入札保証金 免除する。

5 落札候補者の決定方法

- (1) 最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で入札した者を落札候補者とし、入札金額の低い者から順に順位を決定する。
ただし、登米市建設工事総合評価一般競争入札（簡易型及び特別簡易型）試行実施要領第3条を適用した工事（以下「総合評価一般競争入札」という。）にあっては、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者から順に落札候補者とする。
- (2) 上記(1)で、落札となるべき同価格の入札をした入札参加者が、2人以上あるときは、当該入札参加者等にくじを引かせて落札候補者の順位を決めるものとする。
ただし、総合評価一般競争入札の場合、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者（同点者）が2人以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とみなす。
- (3) 総合評価一般競争入札の場合、落札候補者が提出した総合評価技術資料の確認審査において不適格と判断した場合は、落札者とししない。

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認方法

開札後に、第1順位の落札候補者から順に落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者の指定を受けた者は、入札公告に示す書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格確認の結果落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

郵便入札の場合は登米市総務部総務課契約係へ持参し、電子入札にあっては電子入札システムにより電子ファイルとして提出すること。

ロ 提出期限

入札執行者から入札参加確認書類の提出を求められた日から起算して2日以内（登米市の休日を定める条例による市の休日を除く。）とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類が提出された日から起算して3日以内（登米市の休日を定める条例による市の休日を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（登米市の休日を定める条例による市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を登米市総務部総務課契約係に提出すること。
- (6) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認のため書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者の行った入札は効力を失う。

7 工事費内訳書の提出について

- (1) 開札前又は開札後において、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めることがある。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 提出された工事費内訳書の内容を確認するため特に必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることがある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、返戻しない。

8 入札の無効

- (1) 契約規則第16条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。
- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、登米市総務部総務課契約係の指示に従わなければならない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、契約規則及び登米市建設工事競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が指名停止となった場合には、当該請負契約を締結しない。

平成28年4月1日
登米市総務部総務課